

インドネシア・バタン石炭火力発電事業 JBIC 再現地調査にあたっての留意事項

1. JBIC 再現地調査における確認事項

- 『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン (2009 年 7 月制定)』 (以下、ガイドライン) との整合性・遵守状況につき、少なくとも、下記①、②に関する確認を行なうべきである。

- ① 2014 年 3 月 14 日付、および、2015 年 4 月 9 日付で UKPWR 協会 (Paguyuban UKPWR) から JBIC に提出されたレター／添付文書において説明されている各問題状況

主な確認事項	ガイドライン関連規定 (抜粋)
土地売却の拒否や事業反対の活動に伴う住民・NGO への人権侵害	
国家人権委員会が中ジャワ州知事／中央政府に対し、同事業の中止勧告を発した理由 (人権侵害・社会問題の状況)、勧告内容、その後の経過 等	3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方 (2) 本行による環境社会配慮確認 本行は、環境レビューにおいて、…… (中略) …… 2) <u>プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されうるかどうかを確認する。</u>
反対派住民／地権者の不当逮捕・拘禁、裁判の経緯・内容 等 (2012 年 5 名、2014 年 2 名)	6. 意思決定、融資契約等への反映 借入人は、環境社会配慮に関し、借入人以外の <u>プロジェクト実施主体者及び相手国政府 (地方政府を含む) の役割が重要</u> である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力すること。
軍・警察による反対派住民／地権者への脅迫、暴力行為 (集会等を含む)、コミュニティー／建設予定地への配備実績・現状 等	【第 2 部】 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (社会的合意及び社会影響) ●プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。
民間警備要員、チンピラによる反対派住民／地権者への脅迫、暴力行為、コミュニティー分裂を目的とした行為 等	【チェックリスト】 地域社会の衛生・安全・保安 ・プロジェクトに関係する警備要員が、地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか。

生計手段の喪失と適切な生計回復・改善措置の欠如	
<p>土地補償価格の不公正・不透明性、それに対する解決策の欠如 等 (当初、一平米当たり 10 万ルピア (注: 約 1,000 円)。その後、一平米当たり 40 万ルピアなど。)</p>	<p>4. 環境社会配慮確認手続き (3) カテゴリ別の環境レビュー カテゴリ A: 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合にあつては住民移転計画が提出されなければならない。 <u>←※大規模な生計手段の喪失が発生するため、生計回復計画の提出が要件</u></p> <p>【第 2 部】 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (社会的合意及び社会影響) ●女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていないなければならない。 <u>←※借地農家や農業労働者の意思決定プロセスへの参加等、適切な配慮が必要</u></p> <p>(非自発的住民移転) ●非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、<u>対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</u> ●生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、<u>十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。</u>補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による (土地や資産の損失に対する) 損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。 ●非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、<u>影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。</u>また、影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。 ●大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、<u>住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。</u>住民移転計画の作成に当たり、<u>事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。</u>協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。</p>
<p>公聴会・住民協議の時期、地権者との土地売買交渉の開始時期などの経緯 (土地補償計画 / 生計回復計画等がないまま、地権者個々との土地売買交渉の開始)</p>	<p>(非自発的住民移転) ●非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、<u>対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</u> ●生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、<u>十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。</u>補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による (土地や資産の損失に対する) 損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。 ●非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、<u>影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。</u>また、影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。 ●大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、<u>住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。</u>住民移転計画の作成に当たり、<u>事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。</u>協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。</p>
<p>土地収用に伴う生計手段の喪失による農家の収入機会の減少 / 生活水準の悪化の現状 (特に借地農家・農業労働者の状況)、生計回復計画の有無・公開 / 内容 (生計回復の実効性) / 実施状況 等</p>	<p>(非自発的住民移転) ●非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、<u>対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</u> ●生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、<u>十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。</u>補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による (土地や資産の損失に対する) 損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。 ●非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、<u>影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。</u>また、影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。 ●大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、<u>住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。</u>住民移転計画の作成に当たり、<u>事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。</u>協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。</p>
<p>建設工事、発電所の操業に伴う漁民 (ロバン村を含む) への影響、影響の回避・緩和策の有無・公開 / 内容 (回避・緩和の実効性) / 実施状況 等</p>	<p>(非自発的住民移転) ●非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、<u>対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</u> ●生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、<u>十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。</u>補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による (土地や資産の損失に対する) 損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。 ●非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、<u>影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。</u>また、影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。 ●大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、<u>住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。</u>住民移転計画の作成に当たり、<u>事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。</u>協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。</p>
環境影響評価 (EIA) の不備	
<p>環境林業省の現 EIA 内容に対する懸念点 等</p>	<p>【第 2 部】 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (基本的事項) ●プロジェクトを実施するにあたっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、<u>できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、そ</u></p>

<p>コミュニティによる EIA に関する訴訟内容等</p>	<p><u>の結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。</u></p> <p>(対策の検討) <u>複数の代替案が検討されていなければならない。</u> 対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。</p> <p>(社会的合意及び社会影響) <u>●環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</u></p> <p>2. カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書 <u>●説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない。</u> <u>●事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。</u> <u>●地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい。</u></p> <p>(参照) 2. - 別表 カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書</p>
<p>関連法規の遵守</p>	
<p>海洋・観光保護地区に指定されてきたウジュンネゴロ＝ロバン海岸地帯での工事の違法性 (2008 年政令第 26 号／区画に関する 2010 年中ジャワ州条例第 6 号)</p>	<p>3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方 (4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準 <u>相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。</u></p> <p>【第 2 部】 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (法令、基準、計画等との整合) <u>●プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府 (国政府及び地方政府を含む) が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。</u> また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。 <u>●プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない。</u> また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</p>

② 2015 年 4 月上旬から建設予定地で始まった工事に関する事実関係と今後の土地収用の見通し

主な確認事項	ガイドライン関連規定
<p>工事開始の法的根拠（関連法規名）、経緯（住民への周知等を含む手続き）等</p>	<p>3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方 (4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準 相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。</p> <p>【第 2 部】 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 （法令、基準、計画等との整合） ● プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。</p> <p>（社会的合意及び社会影響） ● プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。</p>
<p>未収用地での工事作業の有無、違法工事の可能性等（特に、UKPWR 協会リーダーである █████ 氏を含む数名の農地）</p>	<p>3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方 (4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準 相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。</p> <p>【第 2 部】 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 （法令、基準、計画等との整合） ● プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。</p> <p>（非自発的住民移転） ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p> <p>（非自発的住民移転） ● 生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。</p>

<p>未収用地での生計手段への影響の有無／有効な対策の有無 (十分な灌漑水の確保につながっているか) 等 (特に、 氏、 氏、 氏の農地)</p>	<p>【第 2 部】 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (非自発的住民移転) ●生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、<u>十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない</u>。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が<u>以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない</u>。これには、土地や金銭による (土地や資産の損失に対する) 損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p>
<p>「軍の撤退」を勧告した国家人権委員会による今回の工事作業 (特に、軍の工事関与) に関する法的／社会・人権的観点からの所見</p>	<p>3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方 (4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準 相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する<u>法令や基準等を遵守</u>しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。</p> <p>【第 2 部】 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (法令、基準、計画等との整合) ●プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府 (国政府及び地方政府を含む) が定めている環境社会配慮に関する<u>法令、基準を遵守</u>しなければならない。</p> <p>(社会的合意及び社会影響) ●プロジェクトは、それが計画されている国、地域において<u>社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整</u>が図られていなければならない。</p>
<p>工事現場に軍・警察の警備が必要である理由、住民参加を阻害する可能性／人権侵害の可能性の有無 等</p>	<p>【チェックリスト】 地域社会の衛生・安全・保安 ・プロジェクトに関係する警備要員が、地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか。</p>
<p>民間企業ではなく、軍の重機で工事を行わなくてはならない理由、住民参加を阻害する可能性／人権侵害の可能性の有無 等</p>	<p>3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方 (2) 本行による環境社会配慮確認 本行は、環境レビューにおいて、…… (中略) …… 2) <u>プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されうるかどうかを確認する。</u></p>
<p>今後の土地収用手続きにおける法的根拠 (土地収用法 (2012 年法律第 2 号) を適用予定か否か)、適切な (法的、民主的) 土地収用の実施に向けた相手国政府機関の実績・能力等</p>	<p>6. 意思決定、融資契約等への反映</p>

	<p>借入人は、環境社会配慮に関し、<u>借入人以外のプロジェクト実施主体者及び相手国政府（地方政府を含む）の役割が重要</u>である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力すること。</p> <p>【チェックリスト】 地域社会の衛生・安全・保安 ・プロジェクトに関係する警備要員が、地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか。</p>
--	--

2. JBIC 再現地調査におけるヒアリング対象

- 上記①、②の各事項の確認にあたっては、ガイドラインにおいて「必要に応じ、関係機関、ステークホルダーの意見を求めることがある。」と明記されているとおり、インドネシア国家人権委員会、環境林業省等の関係機関、および、現地住民（UKPWR 協会）、現地 NGOへのヒアリングの機会も設けるべきである。

3. JBIC 再現地調査における現地住民へのヒアリングに関する留意事項

- 現地住民へのヒアリングでは、事業実施主体や政府関係者等の前で発言を躊躇する、あるいは、発言内容に気を遣う住民もいることに十分配慮し、事業実施主体や政府関係者等抜きでのヒアリングの時間を確保すべきである。
- ヒアリングへの参加を理由に、軍・警察、民間警備要員、チンピラ等からの嫌がらせなど、人権侵害が起きないように、十分に配慮すべきである。
- 通訳は事業実施主体や政府関係者に依存するのではなく、第三者の独立した通訳を同行させるべきである。（事業実施主体や政府関係者、もしくは、それに近い関係の通訳の場合、住民の発言に彼らなりの解説・認識・理解を加味して通訳する可能性がある点を考慮すべきである。）

以上